

本稿は、2009年12月12日、早稲田大学で開催されたシンポジウム「臨床法学教育からの理論と実務へのインパクト—日米の実績と課題—」で報告されたものを翻訳したものである。

## 海外の臨床法学教育

# 専門職としてのアイデンティティ構築のために —第8回国際臨床法学教育ジャーナル大会参加報告—

須綱 隆夫

## 専門職としてのアイデンティティ構築のために

### —第8回国際臨床法医学教育ジャーナル大会参加報告—

須綱隆夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

#### I. 始めに

2010年7月7日-9日の3日間、第8回の国際臨床法医学教育ジャーナル会議が、イギリスにおける臨床法医学教育の実質的な中心である、イングランド北部・ニューキャッスルのノースアンブリア大学で開催された。同大学は、ユニークな「学生法律事務所（Student Law Office）」を有することで有名であり（同法律事務所の2005年当時の概要は、既に『法学教室』に掲載された原稿<sup>1</sup>（四宮啓と筆者の共著）によって紹介されている）、また同大学において、長年刑事クリニックを担当してきた、Philip Plowden教授が、2009年より法医学部長を務めている。会議期間中、イギリスのメディアは、直前に発生した連続殺人事件の犯人が、ニューキャッスル北方郊外の田園地帯に潜伏中であり、警察が地域一帯を封鎖して、大規模な犯人捜索活動を行なっていることを報じていたが、もちろん市の中心部にある大学周辺はいたって平穡であった。

さて今回の会議には、19カ国（イギリス・アメリカ・ナイジeria・マラウイ・オーストラリア・中国・アイルランド・ポーランド・ベトナム・グルジア・スペイン・南アフリカ・マレーシア・タイ・チェコ・日本など）から、140名以上の参加があった。本会議は、イギリスを始めとする英連邦諸国の臨床法医学教育関係者の会議という基本的性格を有するが、アメリカからの参加者も多く、英米両国の臨床教育の深い連携・相互交流を窺わせる。そして近年は、ヨーロッパ大陸諸国・中国など英連邦諸国以外からの参加も少なくなく、参加者総数では大きく劣るもの、参加者の国籍の多様性では、アメリカ法科大学院協会（AALS）の臨床法医学教育部会の会合を上回り、臨床教育に関する世界会議としての性格を実質的に備えつつあるように思われる。

3日間に渡る会議は、毎日、全体会での基調報告と、複数の平行して行われる分科会のくり返しであり、全体会以外の時間帯には、3-4の分科会が同時に行なわれていた。また、最終日は、午前中で公式の会議は終了し、午後は、他の会議参加者とともに、「ハリーポッターワールド」の撮影に使用された郊外のアーンウィック城へのバスツアーに参加し、他の参加者との交流に努めた。

なお、分科会については、同行の後藤弘子教授（千葉大学）と協議の上、各自別の分科会に出席して、可能な限り、会議の全体像を把握することに努めたが、平行して行われる全ての分科会に出席できたわけではないことをご了解頂きたい。

#### II. 今回会議の全体的特徴と日本における法曹養成教育への示唆

日本における臨床法医学教育の現状並びに法科大学院を取り巻く状況を前提にした場合、本会議の各報告からは、幾つかの共通する要素を指摘することができるようと思われる。

##### 1. 高等教育方法論としての臨床法医学教育

第一は、高等教育一般に関する教育方法論の文脈に、クリニックなどの臨床法医学教育を位置付けていることである。前述のノースアンブリア大学のPhilip Plowden教授は、本会議のオープニングスピーチで、「クリニックは、法医学を教えるのに最も適した方法である」と強調されていたが、個々の報告の中でも、しばしば教育学者の見解への言及がなされたことが印象的であった。このような傾向は、AALS会合でも見られるところであるが、クリニック教育について、アメリカよりも、教育方法としての側面がより強調される印象を受けた。いずれにせよ、教育学の成果を、臨床法医学の設計・運営などどのように活用するかは、日本にとっても、今後の課題であり、特に教育学研究者との共同作業が必要であるように思われる。

##### 2. 臨床法医学概念の多様性

第二は、前述のような会議参加国の多様性は、臨床法医学教育の概念にも反映し、いわゆるインハウスクリニックだけではなく、エクスターインシップ・シミュレーション・その他ストリートローを含む、多様な形態の教育方法が、臨床教育の概念に包括されて、本会議において議論されている。このことは、日本にとっても、あらためて参考になる。AALS会合に参加するアメリカ・カナダのロースクールでは、大学付属の法律事務所を利用したライブラリーアント型のインハウスクリニックが主流であり、そこでは、弁護士の提供するサービスと同様の法律サービスが、学生によつて提供される。日本における臨床法医学教育の開始に際して、最初に参考にされたのは、それらのインハウスクリニックであったために、日本では、ともすれば、インハウスクリニックが、クリニックの本来あるべき形態であると理解される傾向があると思われる。しかし、インハウスクリニックの長所・利点は前提としながらも、法科大学院教育をめぐる状況が、アメリカ・カナダとは大きく異なる日本では、必ずしもインハウスクリニックを絶対視する必要性はないようと思われる。むしろ、本会議に参加した各國では、臨床教育に対する基本的な理念は共有されているものの、その実施形態は多様であり、各國がそれぞれ置かれた状況に従つて、臨床教育の理

<sup>1</sup> 「海外Topic & Report】EU：欧洲に見る臨床法医学教育(1)－イギリスの最近の状況－」(法医学教室2006年2月号 (305号) PP.6-7)。

念を個々に具現化している様子が伺われる。臨床教育の理念は、法を現実の社会の中で理解し、現実社会に働きかける法律家の役割を学生に認識されることにあるのであろうが、再度この原点に立ち返る必要があるかも知れない。

### 3. 法曹養成教育としての臨床法学教育

第三は、「法律家の基本的価値」・「法律家のアイデンティティ」をどのように教育するかという課題が、法曹養成教育のコアな部分として、参加者の多くに認識されるとともに、そのための教育の手段として、臨床法学教育の有用性が広く承認されていることである。日本では、法律家、特に弁護士の有るべき価値（基本的人権と社会的正義の実現）の重要性が、弁護士によって強調されてきた。若手弁護士からの開業に際しての挨拶状に、この二つの価値が言及されていることが多いことは、言説としての定着度の強さを示している。これらが、守られるべき価値であることを、多くの弁護士は否定しないであろう。しかし、そのような重要な価値を、それ自体としてどのように教えるかという課題は、これまでほとんど明確に追求されてはこなかった。本来、法律家が、法律家の価値・アイデンティティを備えていることは、法律家の質に直結する要素である。しかし、法律家の質が議論される場合、それらの要素は考慮されず、その代わり、議論の対象は、多くの場合、法律知識の多寡であり、裁判文書の起案能力でしかない。法律家を通常の市民と区別し、法律家たらしめているものは、法と法の実現しようとすると価値にコミットする姿勢であると思われるところ、日本における法曹養成教育は、この点を明確に意識・追及することに消極的である。このような姿勢は、日本における法の理解が、道具ないし手段的なものに偏向していることとも関連しているのではないか。

本会議において、弁護士倫理・プロフェッショナリズムに関する教育と、臨床法学教育との強い関連が意識されていることも、このような文脈において理解すべきである。日本では、司法試験の低合格率に悩む法科大学院教育の変質に伴い、臨床法学教育とともに、法曹倫理教育に対する関心も低下してしまっているからである。日本の法曹養成教育の方向性を、「魂の欠けた法技術者の養成」にあると要約することは言い過ぎであろうか。

### 4. 臨床法学教育の世界的普及

第四は、臨床法学教育が世界各地に着実に広がり、社会において不可欠な機能を果たしつつあるという現実である。今回の会議からは、特に二つの地域における新たな動きが明らかになった。

#### (1) 東南アジアのクリニック

その一つは、東南アジア諸国への普及である。マレーシア・タイなどASEANに属する東南アジア諸国からは、臨床法学教育が、特に、ストリートロードプログラムからインハウスクリニックへという過程で、発展しつつある状況が報告された。特にタイでは、女性に対する被害の救済に、大学のクリニックが社会的役割を果たしていることが注目される。

なお、2009年の会議で準備中であることが報告された香港大学は、今年からプログラムを実際に開始し、2名の教員が会議に参加していた。

#### (2) ヨーロッパ大陸諸国のクリニック

もう一つの地域は、西ヨーロッパである。中東欧諸国とは異なり、2004年の中東欧への拡大以前からEU加盟国である西ヨーロッパ大陸諸国は、これまで臨床教育に必ずしも積極的ではなかった。これら西欧諸国では、既に法曹養成教育のあり方が、強固に確立していたからである。しかし、今回の会議では、これらの地域においてもクリニック教育の普及が開始まっていることが明らかとなった。本会議で具体的に報告されたのは、スペインのバレンシア大学のクリニックであるが、スペインでは、2005年以降クリニック教育が開始され、現在、バレンシア大学を含む4つの国立大学法学部で、クリニックが、ラブクライン・クリニックの形態で行われている。そして、参加者からは、ドイツ・イタリアでも最近クリニックが開始されたことが指摘されていた。日本では、司法修習制度が存在する日本で、クリニック教育が不要であることを示唆すると受け止められた。しかし、ドイツの複数の大学がクリニック教育を開始したことは、司法修習ヒクリニック教育との相互に排他的な関係にはないことを示す事実であろう。ドイツ・イタリアにおけるクリニック教育の開始により、おそらく現在では、クリニック教育に縛がないのは、フランスなど少数の大陸諸国に限定されるのではないか。

### 5. 中東欧諸国における臨床法学教育の着実な発展

第五は、ポーランド・チェコなど、東欧諸国におけるクリニック教育の着実な発展である。2004年の東方拡大以前のEU旧加盟国と異なり、体制転換した中東欧諸国では、アメリカ・フォード財團の支援もあり、クリニック教育が以前より定着していた。例えば、筆者は、2005年にポーランドのクリニックを訪問調査したが、今回の会議での報告による限り、ポーランドでのクリニックは、量的（大学数・参加学生数・処理事件数）・質的に着実に発展している。日本では、臨床法学教育学会の設立など、一定の前進があるものの、法科大学院をめぐる全般的な困難を背景に、有力大学がクリニックプログラムを開講するなど、過去数年間に、クリニック教育が大きく発展したとは言い難い。ポーランドの状況は、そのような停滞と好対照である。日本は、クリニック教育の分野でも、「失われた10年」を再現しようとしているのであろうか。

### III. 基調報告の概要

以下には、まず基調報告について概観し、次いで各個別報告の内容を要約する。

1. 「経験的学習とロースクールカリキュラム」(Paul Maharg, Northumbria University)  
同報告は、パイロットへのシミュレーション教育から話を始め、危機的状況に対する対

応を学ぶためには、弁護士の教育にも、同様の教育が必要ではないかと問題提起し、法曹養成教育を専門職教育の一環として議論を展開する。

まず専門職教育の発展を歴史的に分析し、第一次大戦後の大学生の急増に対応して、大学教育に、二つの伝統が生じたと指摘する。その一つが、より経験的な教授法である。その教授法が、その後、テクノロジーの進歩などに対応して変化を遂げて、理論とその適用による実践を目指す、現在のプログラムに繋がっていくことになる。

同報告は、シミュレーションでも、現実に近い体験を与えることができるこことをも指摘していた。

## 2. 「自主性・熟練・目的—臨床教育の目標達成を改善する臨床科目の組織化」(Beryl Braustone; Cuny School of Law, Catharine Klein; Columbus School of Law and Leah Wortham; Catholic University of America)

同報告は、臨床教育の目的を三つに集約した上で、それぞれの目的について、その達成のために、どのような方法が適切であるかを論じた。例えば、自主性(autonomy)については、「学生の参加(engagement)」概念がキーであり、学習の動機がどのように生じるか、またロースクールにおける隠れたストレスに対応するために、参加の意義が議論された。熟達(mastery)については、ロースクール教育が出来ることは、良い法律家になる基礎を作ることだけであることを確認した上で、必ずしも結果ではなく、学生の思考様式を確立することが重視されていた。そして明確な目標が、学生の関与を促進することになるのである。

## 3. 「シカゴ・セブン裁判再考・刑事司法制度における弁護士・裁判官・被告人の役割を、シカゴ・セブン、ネルソン・マンデラ、サダメ・フセイン裁判を素材に教える」(David McQuoid-Mason; University of KwaZulu-Natal)

これは、基調講演ではなく、特別な対話式のセッションとして、会議参加者全員の参加により行われたイベントである。このようなイベントは、AALS会合でもしばしば見られる。シカゴ・セブン裁判は、ベトナム反戦運動の活動家が、暴動扇動罪に問われて刑事訴追された事件であり、法廷での弁論・被告人の陳述をロールプレイにより再現した後に、そのようなある種の政治的弁論をどう評価するかを、会場全体で議論した。「法的な代理ではないのではないか」「アメリカの話じゃないの」という否定的な議論が出される一方で、香港からの参加者より、「中國本土での最近の裁判を思い出させる。弁護人が同じような弁論をした」との指摘があり、問題が過去の問題ではないことを感じさせた。同様に、マンデラ裁判・フセイン裁判についても、その一部の公判記録を抜き出して、ロールプレイで再現した後に、議論した。日本でも、法曹養成教育のどこかの時点で、このような課題を考える機会があつて良かろう。

## 4. 「弁護士の専門職としてのアイデンティティの開発」(Peter Joy; Washington University in St Louis)

プログラムの最後に配置された、この報告は、弁護士のプロフェッショントとしてのアイデンティティを正面から議論するものであった。報告者は、何が法律家の専門職としてのアイデンティティであるかを知らなければならぬことを前提に、カーネギーホートなどを手がかりに、アイデンティティの内容に迫り、それを、信認義務(Fiduciary obligations)・法制度への責任・社会への責任の三つに整理し、さらにそれとの内容を詳述する。例えは、第一の義務の内容は、「知識・技能・準備」・「依頼者への忠誠」・「秘密保持」・「熱心な弁護活動」・「専門職としての判断の独立性」に分けられる。その上で、「ベストプラクティス」報告書を、これらアイデンティティに関する教育を十分に考慮していないと批判し、そこからカリキュラムの改革を提案する。Joy教授は、最後にアイデンティティの構築を教育目標として明示し、それを実現するために、学部長とアイデンティティ教育について話しをすべきであると締めくくった。大会の最後を飾るに相応しい感動的な報告であり、日本の法科大学院も法曹養成機関である以上、この報告が提起した内容を正面から受け止めなければならないだろう。

## V. 分科会の概要

分科会は、通常二つの報告によって構成され、各分科会には、80分の時間が割り当てられていた。したがって、一つの報告と質疑は合わせて40分である。

### 1. 第一日午前・分科会 C

- (1) 「倫理を尊重する弁護士への教育」(Jonathan Bainbridge; Northumbria University)ノースアンブリア大学で弁護士倫理を担当している報告者は、同大学ロースクールにおける法学教育の過程に、どのように倫理教育を組み込むかを論じた。すなわち報告は、個々の法律専門職にとって、倫理に対する認識が重要であることを強調した後に、ソリシターリー論理に関する最近の提案に言及し、法曹倫理とは何を意味しているのか・誰が決定するのかという基本的問題から書き起して、倫理は、専門職のアイデンティティ・法律家の基本的価値に関係すると、最近は認識されているとまとめた。倫理は、さまざまなレベルで議論されるので倫理に関する議論は混亂がちであるが、ここで議論するのは、専門職としての法曹倫理であることを強調した上で、どのように倫理の検討を法学教育に組み込むかを、ノースアンブリア大学の4年間のプログラムを具体例として説明する。そこでは、綿密な監督の下に行われるクリニックプログラムが、倫理的な法律家を育てる絶好の手段であると推奨される。報告は、アメリカの医師教育と対比しながら、訓練における学生の態度と、実務家になつてからの態度には強い連関があるとも指摘したが、クリニックは、万能薬ではないとの指摘も貴重である。なお、クリニック開始以前の一年次から倫理教育の要素がカリキュラムに組み込まれていることは、倫理教育をいかに重視しているかを示

すものだろう。

- (2) 「法曹倫理とプロフェッショナリズムのより実効的な教育への世界的協調」(Clark Cunningham, Georgia State University, Nigel Duncan, City Law School and Paul Maharg, Northumbria University)
- 法曹倫理とプロフェッショナリズム教育に関する国際的なフォーラムの設置と法学教育改革を提案する報告であった。

## 2. 第一日午後・分科会B

- (1) 「臨床法学教育における評価を利用した学生の学習促進」(Mutse Mangezi, Rhodes University)

同報告は、評価を学生の学習を促進する手段と位置付ける観点から、学生評価のあり方を、同大学のクリニックプログラムにおける実践を基に論じていた。学生間での相互評価・自己評価の実施、評価基準の明確性欠如が問題であることから、評価基準を公表して、基準の妥当性に関する議論を学生と行うことなど、興味深い内容が含まれていた。もちろん質疑では、学生による相互評価は機能しないのではないかとの反論もあった。

- (2) 「どちらへ向かうのか、ポーランド臨床法学教育の新たな方向性」(Marta Skrodzka, University of Bialystok)

同報告は、ポーランドにおける臨床法学教育（特にクリニック）の全容と現在の方向性を示すものであった。13年前に、クラコウのヤグロニアン大学で始まったポーランドのクリニックは、その後発展し、現在、15の公立大学は、すべてクリニックを実施している。ポーランドでは、リーガルクリニック財団が、クリニック教育に関する基準（例えば、1教員あたりの学生数6～7人）の策定を任務としており、基準を満たしたクリニックには、財団から一定の資金援助が与えられる仕組みとなっている。報告が紹介したデータとしては、2008～2009年度に、各クリニックが解決した事件総数は、11,075件に達し、参加した1661人の学生を216人の教員が指導した。事件数は基本的に毎年増加しており、参加学生数も同様に徐々に増加している。なお臨床教育は、各大学でカリキュラムの一部を構成しているが、選択科目であり、その履修は必修ではない。

現在、報告者の大学が新たに取り組んでいるのは、「教育方法論に関するプロジェクト」と「オーディオビジュアル技術に関するプロジェクト」であり、ともにポロニーヤ宣言の基準に基づく効果的な法教育を実施することを目指している。特に前者は、他の教員に臨床教員の必要性を認識させるとともに、ポーランドの大学の教育能力は一般に低く評価されているので、各大学の教員を訓練し、彼らが自分の大学に戻って、訓練された方法で教育を行うことを目指している。

## 3. 第一日午後・分科会A

- (1) 「中国における刑事クリニック」(Ying Dai; University of Political Science and Law)

同報告は、中国における刑事クリニックの誕生と発展を概観するものであった。中国の刑事クリニックは、2007年に、三つのパイロットスクールで開始された。例えば、中国人民大学の刑事クリニックは、2007年9月に開始した。1学期に、週1回3時間で16週のプログラムで、学生30～35人が履修している。西安大学のクリニックも、やはり2007年9月に開始したが、プログラムは、週1回2時間で18週となっている。キャンパス内の法律扶助センターを利用して、大きな争いのない自白事件を扱っている。中国の刑事クリニックは、数年で急速に発展してきたが、多くの課題を抱えている。まず、その設立に際しては、通常の科目とすることに困難があり、また運営に際しても、学生の地位が明確ではなく、学生が拘禁中の被告人と面会することができない等の制約がある。維持可能性についても、クリニックが外部資金で運営されているため、それなしでの運営には不安がある。報告は、最後にそれらの課題に対する解決方法を具体的に提案していた。

中国の刑事クリニックが抱える課題は、日本の刑事クリニックと共通するものが少なくなく、日本の問題が、必ずしも特殊日本的ではないと感じさせられた。

- (2) 「非政府組織における臨床法学教育—冤罪クリニックの事例」(Maria Eichart; Helsinki Foundation)

同報告は、ボーランドのNGOであるヘルシンキ財団が行っている臨床教育についての報告であり、いわゆるエクステーンシップによる教育事例である。同財団は、1982年に、社会主義政権下における地下組織として活動を始めた人権団体であり、ワルシャワ大学と協力して、2000年から冤罪クリニックを開始している。同財団の調査によれば、ボーランドでは、刑事手続きの不備（手書きの各段階において、歐州人権条約との整合性が問題となっている）のために、多くの冤罪事件が発生している。冤罪クリニックは、このような状況の改善を目的とするクリニックであり、学生は、アプロボノ弁護士と協力しながら、個々の事件につき、情報を収集して報告書を作成する活動に従事する。報告書に基づいて、財団は、社会的当事者として、刑事訴訟に参加し、法律意見を裁判所に提出する。NGOにおけるクリニックは、大学の試験・休暇期間中は実施できないが、他方で、良く組織された安定的な環境を学生に提供できると、その利点が指摘されていた。

## 4. 第二日午前・分科会B

- (1) 「マレーシアにおける大学を本拠地とした地域・臨床法学教育プログラムの発展と拡大—その手段・方法・戦略」(Bruce Lasky; Bridge Across Borders South East Asia and Madya Norbani Mohamed Nazri; University of Malaya)
- BABSEは、タイ・チャンマイをベースにするNGOであるが、東南アジア各国において、クリニックプログラムを大学に設置するための活動を活発に展開しており、2003年以降、カンボジア・フィリピン・マレーシア・インドネシア・ベトナム・ラオスなどで、ストリートープrogramを開始し、2007年以降、各国で、徐々にインハスクリニックに移行

している。特に、当初考案された教育モデルは、資金的裏付けが必要であったので、その後、資金なしに実施可能なプログラムの開発に努めたとの経緯は興味を引いた。なお、クリニックの対象としては、社会において差別されている周辺グループへの援助を基本としている。

他方、マレーシアのマラヤ大学では、少年刑務所を始め各種の学校で、学生に法について教える、ストリートローのプログラムを実施し、生徒間暴力・いじめなどの問題について、法的な観点からアプローチしている。なお、少年刑務所の刑期修了者の中には、同大学法学部に進学・卒業した者もいるとの報告であり、参加者の喝采を博していた。また、卒業生からの寄付を得て、国際交換協定を実施し、タイ・インドネシアの大学から学生を受け入れて、一ヶ月のストリートロープログラムに参加させている。ASEANを通じた地域統合の一侧面とも評価できよう。

(2) 「リーガルクリニックヒプロボノ活動—相違と類似」(Ruth Mestre; University of Valencia)

同報告は、スペインのバレンシア大学からの報告であった。同大学でも、4年前からクリニック教育が開始されたが、報告者は、臨床法学教育ヒプロボノ活動という視点で報告を構成し、両者の共通点と相違点、特に社会的機能が共通することを指摘していたが、それよりも大陸法諸国における臨床教育導入の困難さの指摘が、より興味深かった。大陸法諸国にとって、臨床法学教育は、新しい教育方法論の採用を意味する。同報告によれば、スペインの複数の法学部は、1992年に、実務的問題を扱う必修科目を導入した。しかし、それらの科目は、基本的に「見て学ぶ (learning by seeing)」内容であり、「実践して学ぶ (learning by doing)」内容ではなかった。これに対して、現在、四つの国立大学（マドリード、サラゴサ、バレンシアなど）で、クリニック教育が行われている。このような変化の契機は、2001年の大学改革であり、それまで区別されていた国立大学と私立大学が、同様の規制に服することになり、その結果、両者の競争が始まった。このような状況の変化に対応して、国立大学は、自らの役割を再検討し、私立大学と異なる公的機能を担うこと自らの役割と認識して差別化をはかった。法学教育の分野で、それを具体化するのが、臨床法学教育であり、研究・教育センターとしての役割だけでなく、国立大学が果たすべき社会的機能を具体化するものとして、クリニックが開始された。バレンシア大学クリニックは、2006年に開始し、環境・人権クリニックなど課題ごとに組織されている。例えは、近年、バレンシアで大きな地下鉄事故が発生し、多数の死傷者が生じたが、政治的・法的责任の追及は不十分であり、正義へのアクセスが損なわれていた。そのためクリニックがこの事件に取り組んでいる。

報告者は、大陸法とコモンローの対比を論じたが、質疑では、東ヨーロッパも大陸法

なので、その相違は決定的ではないかとの指摘があった。日本の経験に照らしても、その通りであると思うが、報告者が両者の対比を強く意識していたことは、スペイ

ン国内に臨床教育への反対論が存在することを窺わせて、興味深かった。

## 5. 第二日午後・分科会C

### (1) 「逆風に抗して一法の支配・嫌われる事件・臨床法学教育」(Peggy Kerdo; La Trobe University)

同報告は、オーストラリアにおける移民クリニックの経験から、法の支配と臨床法学教育を論じたものである。報告者は、移民事件では、「法の支配」が弱いので、学生に「法の支配」の重要性を理解させるために適切な課題であると指摘して、具体的に、どのような事件を扱っているかを説明した。具体的には、ビザ発給の拒否・ビザの取消し・死刑の可能性がある国籍国への強制送還などの事例であり、学生は、拘留施設に拘禁中の依頼者を訪問し、事実・法律調査に從事する。クリニックは、学生に、法の支配に対する逆風に抗することができるよう育てようとしている。

なお質疑の中で、アメリカのクリニック教員より、法の支配も重要なが、法自体が不正確を容認している場合もあるので、法に対する批判的態度と法の支配を、どうバランスさせるかが重要ではないかという意見が提示された。本質的な問題提起であり、クリニック教員がこのような法に対する深い洞察の下に、学生を指導する必要があることを示している。

## 6. 第三日午前・分科会C

### (1) 「組織された混乱・ローカリニックの設立・運営、研究者の視点から」(Lydia Bleasdale-Hill; University of Leeds)

イギリスでも全ての大学で臨床教育が行われているわけではないが、徐々にクリニックを行う大学は増加しつつあるようであり、本報告は、2009年より新たにクリニックプログラムを開始した、リーズ大学からの報告であった。リーズ大学のクリニックは、依頼者の代理は行わず、法律相談だけを行っているが、依頼者との相談は、学生が主体的に行っている。報告者は、「クリニックの開設」及び「開設後のクリニック運営」に際して、リーズ大学が克服してきた課題をそれぞれ説明したが、それらの多く（学生を監督とする法律事務所への依頼・相談事件を調整するためのクリニックの宣伝など）は、日本のクリニックが直面してきた課題と共通していた。なお、相談の回答は、口頭ではなく、書面で行われている。

### (2) 「東南アジアにおける地域法教育運動—法学生が状況を変える」(Wendy Morris; Bridges across Borders Southeast Asia)

本報告は、前述のBABSEが実施している、各国からの学生を対象にした独立プログラムの紹介であった。プログラムは、人身売買・薬物犯罪・家庭内暴力など社会正義の実現に関連する諸問題への対応を内容としている。3ヵ月間に渡るプログラムでは、チエンマイにおける集中講義の後に、学生は、東南アジアの各国に少人数のグループに分かれて派遣され、それぞれ現地の課題に合わせたプログラムに参加する。多くの場合、プログラムへの参加は、学生を派遣した大学によって単位認定されている。なお、本報告の中で紹介さ

れた、チェンマイ大学ロークリニックは、タイにおいて深刻なレイプ・暴行など女性に対する被害への対応を任務としている。

#### V. 最後に

大会の最後に、Frank S. Block教授 (Vanderbilt University Law School) より、同教授が編者を務めた、「世界の臨床法学教育運動—社会正義のための弁護士教育」(2010年・刊行) (The Global Clinical Movement: Educating Lawyers for Social Justice (OUP, 2010)) の紹介があった。本書は、世界各国における臨床法学教育の現状を紹介するとともに、臨床教育の理論的課題を論じたものであり、臨床教育に関心を有する者にとって必読の文献である。なお、日本に関する章の執筆には、宮川成雄教授と筆者が加わっていることを付言する。

大会参加を通じて感じたことは、臨床法学教育の発展には、各國において、それぞれ固有の困難が存在することである。しかし、本会議に参加した多くの教員・協力者が各地に存在する限り、臨床教育は、中長期的には、新しい教育方法として次第に定着していくことになるのである。日本国内において、そのような確信を得ることはまだ困難であるところ、ここに、日本から本会議に参加する最大の意義があるのである。

#### 海外の臨床法学教育

## 2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告

宮澤節生  
大坂恵里  
上柳敏郎  
浜辺陽一郎